

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第21号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア （略） イ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、 <u>副院長、センター長（診療所のセンター長に限る。）、</u> 事務長、参与及び参事（管理部以外の内部組織の参与及び参事を除く。）の職	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア （略） イ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長、参与及び参事（管理部以外の内部組織の参与及び参事を除く。）の職

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。